

同廃・管財振り分けの運用について

水戸地方裁判所

(平成31年4月1日実施)

1 原則として、次のような場合は管財事件とする。

(1) 33万円以上の現金がある場合

(2) 次のアからスまでの資産で20万円以上のものがある場合

現金以外の個別財産は、以下の財産の項目ごとに積算し、項目ごとの合計額が20万円以上か否かによって判断する。ただし、個別財産が積み重なって多額になった場合は、管財事件とする。

ア 預貯金

イ 積立金等（社内積立，財形貯蓄，事業保証金等）

ウ 保険の解約返戻金（生命保険等）・・・保険会社から契約者貸付けを受けている場合には貸付残高を控除する。

エ 有価証券（手形，小切手，株券，転換社債）・ゴルフ会員権等

オ 貸付金・売掛金等・・・回収可能性を考慮可

カ 自動車・バイク等

キ 事業設備，在庫，什器備品等

ク その他の動産（貴金属，美術品等の高価品）

ケ 不動産・・・ただし，いわゆるオーバーローン不動産については後記2のとおり

コ 相続財産（遺産分割未了のものを含む）

サ 未払報酬・賃金（給料，賞与など）・・・未払給料等は4分の1の額

シ 退職金請求権・・・支給見込額の8分の1（ただし，既に退職した場合又は近く退職予定の場合は支給見込額の4分の1）

ス その他破産管財人の調査によっては回収が可能となる財産（過払金、否認権行使の対象となる財産など）

(3) 資産調査が必要な場合

申立代理人の調査では20万円以上の資産を有していないことが明白でない場合、債権者数が多い場合、負債総額が5000万円を超えるなど、負債額や債務負担の経緯等からして資産の不存在が明らかでない場合など。

(4) 法人及び法人の代表者の場合

(5) 個人事業者の場合（過去に事業を営んでいた者を含む）

(6) 免責調査を経ることが相当な場合

- 2 所有不動産に担保権が設定されており、その被担保債権額が当該不動産の時価の1.5倍以上である場合は、資産として扱わない。
- 3 申立直前に資産を現金化した場合においても、原則として現金として扱い、現金化する前の性質を帯びた財産とは扱わない。
- 4 弁護士預り金は、原則として現金と同視する。
- 5 同時廃止のための按分弁済は行わない。
- 6（予納金基準額の変更）

破産管財事件の予納金基準額のうち、個人で負債総額5000万円未満の事件が「25～30万円」とあるのを、「20～30万円」と変更する。